

ながのけん **暮らし** **得** **情報** 春号 marutoku (2023年)

内  
容

- 新生活を迎えるみなさんへ
- 脱毛エステに関するトラブルにご注意!
- ネット通販での「定期購入トラブル」にご注意!
- 長野県からのお知らせ

# 新生活を迎えるみなさんへ



春は進学や就職、転勤などに伴い、新しい環境で生活を始める学生や社会人が多くなる季節です。親元を離れ、新たな生活を始める若者は、アパート・マンションの契約トラブルに巻き込まれないように注意が必要です。



## アパートやマンションなどの賃貸借契約でトラブルにあわないために

- どんな場面でいくら必要なのか、契約更新の時期、申し込みの際に支払う金銭の返金はどうなっているか確認!
- 退去時の原状回復費用（部屋のクリーニング、壁紙や床、畳の張り替え等）に関する相談が非常に多いです。入居前に、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認! 入居前からあったキズや汚れ等の写真を撮っておくと、退去時のトラブル防止につながります。
- 建物や設備等の経年劣化や通常の損耗は貸主の負担です。退去時の原状回復の一般的な費用負担については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認! 退去時だけでなく、入居前にも読んでおきましょう。



消費者トラブルでお困りのときは、

## 消費生活センターにご相談ください!

- 北信消費生活センター ☎ 026-217-0009
- 中信消費生活センター ☎ 0263-40-3660
- 南信消費生活センター ☎ 0265-24-8058
- 東信消費生活センター ☎ 0268-27-8517

- 長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県庁西庁舎 2 階
- 松本市大字島立 1020  
県松本合同庁舎 4 階
- 飯田市追手町 2-641-47  
飯田市美術博物館隣
- 上田市材木町 1-2-6  
県上田合同庁舎 6 階



**もシカっち**  
長野県消費者  
被害防止啓発キャラクター

## 消費者ホットライン188(局番なし)でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。  
相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

## 令和4年中の「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」被害額増加!

令和4年中の「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」被害状況(暫定値)

### ◇認知件数 198件(前年比+43件)

※オレオレ詐欺、キャッシュカードを対象とした詐欺(預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗)、架空料金請求詐欺の4つの手口だけで、認知件数の82.3%を占めています。



### ◇被害額 5億6,231万円(前年比+2億9,337万円)

※1件あたりの被害額は284万円余りとなっています。(被害額1万円未満切り捨て)

- 8割が相手方からの電話を受けて被害にあっています
- 被害者は、依然として高齢者が中心です(65歳以上が83.3%、男女別では、女性が被害全体の79.3%で高齢女性に被害が集中しています。)

## 被害に遭わないために、詐欺の電話対策をしましょう!

相手が誰かわからない電話には  
出ないようにしましょう

迷惑電話防止機能付き電話機を  
活用しましょう



もシカっち

長野県消費者  
被害防止啓発キャラクター

在宅中も留守番電話に設定  
しましょう



電話でお金のお話が出たら詐欺を  
疑いましょう



# 「自分は大丈夫。」はやめよう。

編集・発行  
(令和5年3月発行)

長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎2階  
TEL 026-232-0111(代表) E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



知るぼると  
長野県金融  
広報委員会

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会  
(事務局: 日本銀行長野事務所内) の協力を得て作成しています。



はインターネットでも御覧いただけます。  
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>

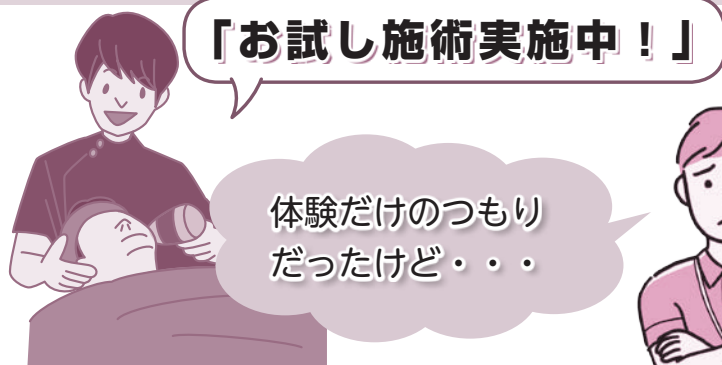


SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

【長野県は「SDGs 未来都市」です】

# 脱毛エステに関するトラブルにご注意!

SNSの広告等を見て、店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多くみられます。県内でも、若い方を中心にR3年度より約3倍の相談が寄せられています(12月末現在)。



## 事例

SNSで「脱毛エステ」の広告を見て、店舗にいくと1年間通い放題コースを勧められた。「今なら、割引価格で月額30,000円のところ半額の15,000円になる」と言われ、それなら契約できると思い契約してしまった。契約してから、何回か通ったが、今はエステに通っていないので解約したい。



※長野県調べ 30歳未満の方の脱毛エステ相談件数

## トラブル防止のポイント!

ちゃんと  
確認しましょう!

もシカっち

長野県消費者  
被害防止啓発キャラクター



- ☑ 「契約するなら今日中がお得！」など、その場の雰囲気や強引に契約せず、冷静に考え、安易に契約しないようにしましょう。強引に契約を迫られてもきっぱり断りましょう。
- ☑ 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- ☑ クーリング・オフできる場合があります\*。

※エステや美容医療などは何回かサービスを受けた後に、残った期間の分だけ解約できる場合がありますので、消費生活センターへ相談を!

# ネット通販での「定期購入トラブル」にご注意！

インターネット通販（以下「ネット通販」）で「初回無料」「お試し価格」の広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したら、定期購入の契約だった・・・というトラブルが多く見られます。その原因は、契約内容や条件に関する表示が分かりにくいことにあります。

令和4年（2022年）6月1日から改正特定商取引法により、ネット通販を行うウェブサイトには、取引における基本的な事項について消費者に分かりやすく表示することが義務付けられました。



## 確認ポイント

### ☑ 1回限りの購入ですか？

「初回」「縛りなし」「○カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば商品は2回目以降も届きます

### ☑ 2回目からはいくらですか？

「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います

### ☑ 解約方法は？

1回限りで解約できますか？

上記(☑)の内容については、改正特定商取引法により、**最終確認画面**で明確に表示しなければいけません。

タップする前に！



## 👉 トラブル防止のポイント！

ネット通販で申し込む際には、**最終確認画面**で商品の内容や取引条件・解約条件などを確認しましょう！

**最終確認画面のスクリーンショット**を残しておくことをおすすめします！

※令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。成年年齢引下げにより、2022年4月から一人で契約ができるようになった18・19歳の皆さんは、特に慎重に契約内容を確認しましょう！

参考：消費者庁 HP

### 「消費者庁 若者ナビ!」 公式LINE

消費者庁を始め、各府省庁の成年年齢引下げや若者に知ってほしいトラブルと注意点に関する情報を掲載しています。

「消費者庁 若者ナビ!」  
公式LINEはこちら

